

令和6年度
第4回
定期監査報告書

(病 院 事 務 局)

総 務 課

施設用度課

新病院建設室

経営企画課

医 事 課

青梅市監査委員

定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項および第4項の規定による監査

2 監査の対象部署

病院事務局 総務課、施設用度課、新病院建設室、経営企画課、医事課

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行等が、予算および議決ならびに法令等にもとづいて、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とした。

4 監査の範囲

令和5年度の財務に関する事務の執行等

5 監査の期間

令和6年10月1日から同年12月26日まで

説明の聴取 令和6年12月12日

6 監査の実施内容

監査の実施に当たっては、青梅市監査基準に準拠し、監査の対象部署から提出された関係諸帳簿等の書類審査および関係職員からの説明聴取ならびに現地確認などを行った。

第2 監査の結果

監査に当たっては、予算の執行が公正妥当であるかとの観点から判断したところであり、監査対象部署の所管する財務に関する事務等については、提出された関係諸帳簿等の書類審査および関係職員からの説明聴取ならびに現地確認などにより監査した限りにおいて、法令等にもとづき、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

なお、事務取扱いの一部に、検討または改善が必要と認められる事項が見受けられたので、要望事項として記載する。

1 事務分掌

青梅市病院事業管理規程に定めるとおりである。

2 予算の執行状況（令和5年度決算）

（1）収益的収入 （単位：円）

区 分	予算額	決算額	予算額に比べ決算額の増減
第1款 病院事業収益	18,283,162,000	18,465,575,042	182,413,042
第1項 医業収益	16,225,803,000	16,331,082,645	105,279,645
第2項 医業外収益	2,037,329,000	2,134,485,497	97,156,497
第3項 特別利益	20,030,000	6,900	△ 20,023,100

（2）収益的支出 （単位：円）

区 分	予算額	決算額	繰越額	不用額
第1款 病院事業費用	19,308,491,000	19,021,728,375	0	286,762,625
第1項 医業費用	19,154,672,000	18,801,213,977	0	353,458,023
第2項 医業外費用	122,462,000	105,830,317	0	16,631,683
第3項 特別損失	21,357,000	114,684,081	0	△ 93,327,081
第4項 予備費	10,000,000	0	0	10,000,000

（3）資本的収入 （単位：円）

区 分	予算額	決算額	予算額に比べ決算額の増減
第1款 資本的収入	10,335,918,000	9,784,755,000	△ 551,163,000
第1項 企業債	9,311,500,000	8,773,300,000	△ 538,200,000
第2項 出資金	431,991,000	428,451,000	△ 3,540,000
第3項 補助金	72,832,000	58,910,000	△ 13,922,000
第4項 他会計負担金	14,814,000	14,814,000	0
第5項 固定資産売却代金	1,000	0	△ 1,000
第6項 寄付金	4,300,000	9,060,000	4,760,000
第7項 その他投資返還金	480,000	220,000	△ 260,000
第8項 他会計補助金	500,000,000	500,000,000	0

（4）資本的支出 （単位：円）

区 分	予算額	決算額	繰越額	不用額
第1款 資本的支出	12,107,122,000	11,534,809,251	435,300,000	137,012,749
第1項 建設改良費	11,491,937,000	10,937,073,695	435,300,000	119,563,305
第2項 長期貸付金	9,000,000	2,080,000	0	6,920,000
第3項 企業債償還金	595,215,000	595,214,538	0	462
第4項 基金積立金	2,000	1,018	0	982
第5項 補助金返還金	488,000	440,000	0	48,000
第6項 その他投資	480,000	0	0	480,000
第7項 予備費	10,000,000	0	0	10,000,000

3 要望事項

各課に対する要望事項については、以下のとおりである。

(1) 総務課

ア 院内保育所について

院内保育所は、市立青梅総合医療センター（旧青梅市立総合病院）（以下「医療センター」という。）で採用した職員への子育て支援の充実による職場環境の向上および病院受診者の利便性の向上を目的として設置しているが、保育所の運営に当たり、収益は64万円余あるものの運営費用は2,196万円余となっている。

また、開設2年目の平成29年度をピークに利用者が減少したことから、院内保育所を設置している近隣の医療機関を参考にし、令和4年度から月額保育料を収入にかかわらず一律1万円に減額している。この年度には利用者は増加したものの、その後は再び減少傾向にあり、令和6年度の利用者は6名にとどまっている。

担当課では、院内保育所の存在は出産後の早期復職につながるため、一定の病院負担は必要であると捉えているとのことである。

福利厚生の一環であるとともに有効な職員不足対策と思われるが、病院経営が厳しい状況において、6名の利用者のために2,196万円余を負担している現状を鑑み、公平な受益者負担や経費の削減など、より効率的な運営について改めて検討することを要望する。

イ 学会および研究会について

医師、看護師等が学会や研究会に出席する場合の旅費および参加費については、出張命令書兼旅費計算書による決裁を経て、出張復命書による報告を受け支出する事務手続となっている。

青梅市病院事業就業規程に、出張復命書の提出は、遅滞なく行うこととされているが、出張後1か月以上経過しているにもかかわらず、未提出のままになっているケースがあった。

当該規程にもとづき、出張復命書の提出は遅滞なく行うよう要望する。

(2) 施設用度課

病院事業では、業務委託や工事請負、物品購入など、様々な契約行為を行っている。

今回監査を実施した中で、契約事務手続における事業者選定や入札の手法など、特に留意すべき点について、以下のとおり要望する。

ア 委託業務等における事業者選定について

指名競争入札により事業者選定を行う場合は、「青梅市病院事業物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準」（以下、「指名基準」という。）にもとづき入札参加者を指名している。

指名基準には、発注予定価格ごとに指名業者数が定められ、プロポーザルにおける事業者選定においても、この規定を準用している。

しかしながら、競争入札等に対し、指名業者の大半が「不参加」または「辞退」をしている実態があり、1者による入札等を行っている例も少なくない。

また、複数の業務において、予定価格の設定根拠が、唯一応札した事業者からの見積りであり、落札比率が100パーセントか、あるいは100パーセントに極めて近い数字であったものも存在した。

契約事務の競争性、公正性および透明性を高める観点から、契約担当部署では、「不参加」や「辞退」の理由を積極的に聴取し、複数の業者が応札できるような仕様とするなどの工夫を行うとともに、1者応札となった場合における、競争性確保のための方策を構築するなどの検討をされたい。

イ 競争入札における入札の手法について

「市立青梅総合医療センター西館改修工事」では、制限付一般競争入札により事業者選定を行っているが、この案件においても、応札した事業者は1者だけであり、落札率は、99.92パーセントであった。

この入札は、「青梅市病院事業契約規程」にもとづき、あらかじめ工事概要、入札および開札日時を公告するとともに、予定価格も公表している。

公告では、入札日時を「令和6年3月21日（木）午前10時から10時30分まで」とし、病院事務室の窓口で受け付けた、とのことであった。

入札を受け付けた時間はわずか30分間であり、仮にこの間、

入札参加者が受付窓口付近で待機した場合、入札参加者数が推察されてしまうことが考えられる。

入札参加者数が推察されれば、入札額に操作を加える余地が生じ、特にそれが1者であった場合は、予定価格に限りなく近い額を投じてくることは容易に想像できる。

入札の手法においても、契約事務の競争性、公正性および透明性を高める観点から、郵送による入札の採用や、入札を受け付ける時間帯を24時間以上設けるなどの改善を行い、入札者による入札額の操作可能な環境を、可能な限り排除するよう要望する。

ウ 特命随意契約について

病院事業では、各種業務委託や修繕などにおいて、多くの特命随意契約が行われていた。

新病院への移行期間であるなど、一定の理解ができるものもあるが、特命随意契約とする意思決定を行う起案書には、その理由として「契約の性質又は目的が競争入札に適しない」、「競争入札に付することが不利」などの理由が記載されているものの、なぜ「適しない」のか、あるいはなぜ「不利」なのか、十分な説明がないものが散見された。

地方公営企業法施行令に定める「随意契約によることができる場合」の濫用と受け取られぬよう、特命随意契約の意思決定を行う起案書には、その妥当性が客観的に理解できるよう丁寧に明記されたい。

(3) 新病院建設室

文書等保管管理業務委託について

新病院建設工事に伴い、文書等の保管および管理については、グラウンドオープンまでの間、文書等保管管理業務委託を締結し、委託先の栃木県足利市にて外部保管するとのことであった。

仕様書にもとづき現地における委託業者の入退室状況などは把握しているが、担当課では現地確認までは実施していないとのことであった。

文書や口頭での報告は受けているものの、個人情報等を扱っている以上、情報セキュリティの観点からも文書等がどのように現地で保管および管理をされているのか把握することは大切であり、一度は

現地確認を実施することが望ましい。

また、グラントオープンまでの間、仕様の見直しも含め、個人情報の漏洩防止対策の徹底を図るとともに、グラントオープン後は予定どおり院内倉庫で保管できるよう建設工事が進められることを要望する。

(4) 経営企画課

ア 治験経費について

治験にかかる経費は、「市立青梅総合医療センター治験経費執行基準」（以下「基準」という。）にもとづき支出するものとされている。

基準第3項に対象経費が規定されているが、治験を実施するに当たり、診療等の知識向上や治験業務の時間を創出するため業務の効率化に寄与するものなども含み、その範囲を幅広く捉えており、治験を実施する診療科では、この範囲の中で、必要な物品等を申請しているとのことであった。

担当課においては、個々の物品購入について、具体的に何に使用するか、治験にどう関係しているかの確認は行っていないが、関係診療科等への年数回の周知および物品購入依頼票の中には、「治験に関する物品等が対象であり、私的な物品は対象外」である旨を伝えているため、それぞれの所属長が妥当と判断したものと認識しているとのことであった。

基準については、令和6年度から対象経費を見直し、100万円までの医療器械の購入費も対象経費にしたとのことである。

購入対象が高額になったことから、担当課では必要に応じて用途の確認を行うなど、適正な執行に努められたい。

イ 病院経営について

「市立青梅総合医療センター経営強化プラン」の収支計画の収益的収支では、令和6年度が純損失10億2,100万円、令和7年度が純損失20億2,800万円、その後も純損失が続く計画となっている。

令和6年度以降に純損失が発生している主な原因は、現金支出を伴わない減価償却費や東西棟解体に伴う除却によるものである一方、令和6年度からの5年間は、医療器械購入などのために借

り入れた企業債の償還に多額の現金が必要になるとのことであった。

現計画においては、最終的に現金保有残高は20億円を下回らない計画であるため、大変厳しい状況ではあるが、病院を運営していくことは可能と判断しているとのことであった。

社会情勢の影響等により、人件費や材料費、物件費の高騰など、病院経営にとっては厳しい状況が続いている中で、医療センター本館が開院してから1年が経過し、今後はグランドオープンも控えている。

経営状況が軌道に乗るまでにはかなりの期間を要すると思われるが、今後も経営の安定化に努めるとともに西多摩保健医療圏の中核病院としての役割を担っていくよう要望する。

(5) 医事課

医事関係運營業務委託について

「市立青梅総合医療センター医事関係運營業務委託」は、令和5年11月1日から令和7年3月31日まで契約を締結し、医事業務を委託している。

当該委託契約では、受注者から提出を受けた日報により日々の業務の履行状況を確認し、調整が必要な事項が発生した場合には、フロントマネージャーとともに時間を置くことなく改善するよう努めているとのことであった。

従業員の配置状況や勤務状況の日々の管理はフロントマネージャーが行っており、患者に影響が及ぶことが想定される事態が起こった場合には適宜報告を求めることとし、また、更なる改善を図るため、受注者との会議を不定期から定期的開催に変更したとのことであった。

医療センター本館が開院してから1年が経過したが、業務上の大きなトラブルはなかったとのことであり、前記のほか担当課と受注者との日々の連携による成果であると評価する。

今後も、受注者の履行状況の管理を徹底し、医事業務の円滑な運営の確保、患者サービスの向上および適正な収益の確保に努めるよう要望する。